平成２６年（フ）第１３９号
三重県四日市市あがたが丘１丁目17番地12、前住所三重県桑名郡木曽岬町大字富田子333番地16
債務者　吉岡　明美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
三重県四日市市川原町８番16号　丸美ロイヤルマンション505号
債務者　浦　　旦
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
三重県四日市市川原町８番16号　丸美ロイヤルマンション505号
債務者　浦　佐於子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
三重県四日市市日永３丁目２番58号　ステージア日永Ｅ棟106号
債務者　山田　友幸
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
三重県三重郡川越町大字亀崎新田11番地５　レオパレス亀崎106
債務者　大橋　史洋
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
三重県三重郡菰野町大字杉谷1572番地137
債務者　廣瀬　葉子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
京都府向日市寺戸町中村垣内13―３、住民票上の住所京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　14棟202号
債務者　水谷　晃行
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７９号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟903号、申立時の住所京都市伏見区向島津田町188番地　洛南ハイツ201
債務者　礒井　信孝
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０３号
京都府八幡市男山吉井３番地２　ロジュマン弘福102、前住所京都府八幡市八幡御幸谷43番地の20
債務者　由木　哲夫
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１８号
京都市山科区大宅細田町98番地21、前住所京都市山科区椥辻番所ケ口町36番地１　レゾンド勧修寺103号
債務者　山根工業こと　山根　康志
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２２号
京都市山科区川田山田15番地81
債務者　中西　重男
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７５号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨団地１号棟５号室
債務者　榎田　郁代
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８０号
京都市下京区西七条東石ケ坪町106番地の４
債務者　岩﨑　正子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
奈良県生駒市辻町243番地16
債務者　和田　靖世
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６９号
奈良県天理市三昧田町99番地９、住民票上の住所奈良県天理市三昧田町77番地１
債務者　松平松子こと　金　　松子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
鳥取県米子市淀江町小波897番地５、前住所東京都杉並区和泉１丁目26番11号　プルミエールⅢ・101
債務者　金川　航平
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４０号
広島県三原市本郷北３丁目12番８号
債務者　池本　祐司
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　広島地方裁判所尾道支部